

## 黒部宇奈月キャニオンルート等プロモーション業務 仕 様 書

### 1 事業の目的、概要

富山県は、関西電力㈱と平成30年10月に、黒部ルートに関し、安全対策工事後の令和6年度に一般開放・旅行商品化する旨の協定を締結した。令和4年度、旅行商品名が「黒部宇奈月キャニオンルート」に決定し、一般開放を翌年に控え、準備を進めているところである。

これにより、立山エリアと黒部エリアが結ばれ、世界的な山岳景観を誇る立山黒部アルペンルートと日本一のV字峡である黒部峡谷との周遊が可能になるとともに、日本の電源開発の歴史等を体験できる貴重な産業観光ルートが形成されることとなる。

本業務は、令和6年6月に一般開放を控えた黒部宇奈月キャニオンルートにおいて、メディアを活用した効果的なプロモーションを実施するとともに、開業イベントの企画・準備やプレイベント等を行い、黒部宇奈月キャニオンルートの認知度向上と機運醸成を図るものである。

### 2 委託業務の内容

(1)～(5)の業務の実施にあたっては、黒部川における電源開発の歴史や立山黒部の歴史文化・自然について充分理解するとともに、次の事項に留意のうえ、多くの人々の興味関心を引く工夫を行うこと。

- ・立山黒部アルペンルートには年間約100万人（コロナ前）の観光客が訪れる中、黒部宇奈月キャニオンルートは、令和6年度の一般開放後において、年間最大1万人のみが参加可能な希少な旅行商品になること。
- ・黒部宇奈月キャニオンルートや黒部ダム等の工事は、我が国の電力需要の増加等に伴い計画された一大プロジェクトであり、これまでも映画「黒部の太陽」など多くのメディアに取り上げられたことがあるが、こうした電源開発の歴史や関係者の苦闘を体験し、学ぶことができる貴重な産業観光になること。
- ・黒部宇奈月キャニオンルートの旅行商品化により、立山黒部アルペンルートと黒部峡谷鉄道の周遊が可能となることを踏まえ、「立山黒部エリア」全域を意識したプロモーションとすること。
- ・これまでの黒部宇奈月キャニオンルートに関わる業務の成果、黒部ルート一般開放・旅行商品化準備会議（以下「準備会議」という。）の意見等を踏まえ、県及び関係機関と協議のうえ、業務を実施すること。
- ・「黒部宇奈月キャニオンルートを含む旅行商品造成事業」の令和5年度受託予定事業者及び黒部宇奈月キャニオンルートホームページの保守管理事業者と連携して業務を実施すること。  
(ホームページ <https://unazuki-kurobedam-route.jp>)

#### (1) メディアデスクの設置

黒部宇奈月キャニオンルートのプロモーションを効果的かつ効率的に行うため、メディアデスクに担当者を配置し、関係各所との調整のうえ、以下の業務を行うこと。

- ・テレビ、新聞、雑誌、WEB媒体などのメディア等からの取材依頼や各種問い合わせなど、対応全般。
- ・イベント開催時におけるメディア受付、対応（プレイベント、準備会議など、年2～4回を想定）

- ・黒部宇奈月キャニオンルートに関するプロモーションツール（※）等のメディアへの情報提供。
  - ※県が保有するプロモーションツール（画像・動画・パンフレットデータなど）は、ホームページ（<https://unazuki-kurobedam-route.jp>）内。
- ・SNSの活用等による効果的なプレスリリースの作成・発信。

## （2）メディアと連携したプロモーション

### ①メディア向けの現地視察

各種メディアでの報道、掲載、発信を促進するため、以下のとおりメディア向けの現地視察を実施。

＜現時点での想定＞

令和5年6月、9～11月に渡り、「樺平発黒部ダム着」と「黒部ダム発樺平着」を合わせて14回程度。（1回あたり3～5社）

[樺平出発コース] 宇奈月7:40頃(集合)→樺平10:00頃→黒部ダム着12:50頃

[黒部ダム出発コース] 黒部ダム駅10:30頃(集合)→樺平着14:10頃

具体的な日程等は、決定次第、当事業受託者に通知。

- ・視察行程の設定、参加するメディアの募集・選定、関係各所との調整、視察準備・同行、視察後の意見収集・検証等。
- ※現地視察の実施にあたっては、「黒部宇奈月キャニオンルートを含む旅行商品造成事業の令和5年度受託予定事業者と連携・調整すること。

### ②タイアップによるプロモーション

「（2）①メディア向けの現地視察」に参加したメディア等と連携し、黒部宇奈月キャニオンルートの特集するタイアップ記事・番組等を企画すること。

- ・テレビ、新聞、雑誌、WEB媒体などから10本程度、企画・提案。
  - 特に高いプロモーション効果が見込める企画については、「本契約の委託料の範囲内」で制作費の一部を支援することを想定（5本程度）。

## （3）周辺エリアと連動したプロモーション

周辺エリア（立山黒部アルペンルート、黒部峡谷鉄道等）の誘客促進も視野に入れたプロモーションを実施すること。

- ・宇奈月温泉開湯100周年、黒部ダム竣工60周年、雪の大谷30周年等との連動を考慮。

## （4）イベントの企画・開催

令和5年度中において、黒部宇奈月キャニオンルート一般開放に向けたイベントを開催すること。

- ・日時、場所、内容等の検討、企画、調整、周知、開催、運営、その他開催に付随する全てを実施。

## （5）開業イベントの企画・準備

令和6年6月に開催を予定している開業イベントの企画・準備を行うこと。

- ・日時、場所、ターゲット層、内容、費用等を検討、企画、調整、周知の内容・方法・時期、実施までの具体的な計画を立て、複数の案を提案。
- ・令和6年度当初予算の確保を考慮し、令和5年9月までにイベント概要及び概算金額を提

示。

### 3 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・委託業務の成果を取りまとめた報告書 2部
- ・電子データ一式

### 4 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

### 5 その他

- (1) 業務開始前には、業務全体の行程や進め方等について、県と共有し、打ち合わせを行うこと。業務開始後も都度、県に進捗や課題等を報告すること。
- (2) 準備会議や実務者連携会議、満足度向上ワーキング会議のほか、「立山黒部」世界ブランド化推進会議、『立山黒部』の保全と利用を考える検討会（平成28年度実施）も含め、これまでの検討内容との整合性に配慮しながら業務を進めること。
- (3) 成果品に係る著作権はすべて県に帰属する。また、成果品について県は二次利用できるものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。
- (5) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではないこと。
- (7) 経費を節減できた場合は、県と協議の上、本業務の更なる充実のために充当すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて富山県と協議すること。
- (9) 委託者は、事前に文書をもって委託者の承諾を得た場合、本委託業務の実施に当たって一部の業務を受託者の責任において、再委託先に委託することができるものとする。
- (10) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。